

(証券コード 9363)
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

株式会社 **大 運**

代表取締役社長 岩崎雅信

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第106期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<http://www.daiunex.co.jp/investor/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、IRニュースの一覧より「第106期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大運」又は「コード」に当社証券コード「9363」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場所 大阪市中央区久太郎町三丁目5番19号
大阪D I Cビル3階 T K P大阪本町カンファレンスセンター

3. 会議の目的事項

報告事項 第106期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、36～37頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに行使してください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国の経済は、物価高の影響下にありながら、雇用・所得環境の改善により個人消費が拡大し、引き続き緩やかな回復が続きました。一方で世界経済はウクライナ情勢の長期化、中東情勢の悪化による原材料やエネルギー価格のさらなる高騰、米国の通商政策等による景気の下振れ懸念など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては新規顧客の獲得と既存顧客とのお取引深耕に取組み、国際一貫輸送のさらなる受注獲得を目指して営業活動を展開してまいりました。円安の影響下にありながら輸入貨物の堅調な受注もあり、営業収入は増収、営業利益についても増益となりました。

以上の結果、当期における営業収入は前期比+539,294千円(+6.2%)の9,211,685千円となりました。営業利益は前期比+103,765千円(+42.6%)の347,338千円となりました。経常利益は前期比+117,158千円(+36.1%)の441,387千円となりました。当期純利益は、前期比+65,153千円(+24.2%)の334,697千円となりました。

セグメントの業績を示しますと、次のとおりであります。

#### ① 港湾運送事業

当社の主要セグメントである当セグメントにおきましては、当社主要取引先の受注が堅調に推移したため、増収増益となりました。

この結果、営業収入(セグメント間の内部売上高又は振替高を除く)は、前期比+573,907千円(+6.8%)の9,044,458千円で、全セグメントの98.1%を占めております。

セグメント利益(営業利益)は、前期比+106,100千円(+18.1%)の690,805千円となりました。

② 自動車運送事業

当セグメントにおきましては、収益的には厳しい状況が続きました。

この結果、営業収入（セグメント間の内部売上高又は振替高を除く）は、前期比△35,140千円（△17.8%）の162,591千円で、全セグメントの1.8%を占めております。

セグメント損失（営業損失）は、11,642千円（前年同期は13,032千円のセグメント損失（営業損失））となりました。これは燃料費等諸コスト高騰の影響によるものです。

③ その他

当セグメントにおきましては、前年同期とほぼ同水準となりました。

この結果、営業収入（セグメント間の内部売上高又は振替高を除く）は、前期比+527千円（+12.8%）の4,635千円で、全セグメントの0.1%を占めております。

セグメント利益（営業利益）は、前期比+527千円（+13.0%）の4,595千円となりました。

・次期の見通し

当事業年度は新規顧客の獲得と既存顧客のお取引深耕に取組み、国際一貫輸送のさらなる受注獲得を目指して営業活動を展開した結果、円安の影響下でありながら輸入貨物の堅調な受注もあり、営業収入、営業利益共に増加しました。

翌事業年度はウクライナ情勢の長期化や中東情勢の影響による原油価格上昇が国際物流や世界経済全体に影響を及ぼす可能性があります。また日本経済においては物価の高止まりが継続しており、事業コストの増加が続くと懸念され、先行き不透明な状況で推移するものと見込まれます。こうした事業環境は輸出入需要やサプライチェーン全体に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を慎重に注視していく必要があります。

当社といたしましては、社会情勢を的確に分析しながら、いかなる状況のもとでも収益基盤の強化、固定費の削減を意識し利益率の改善及び業務効率化を進め、高付加価値、高収益を目指したSCM（サプライチェーンマネジメント）を構築し、業績の発展を目指してまいります。

(セグメント情報等)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は「港湾運送事業」、「自動車運送事業」を報告セグメントとしております。「港湾運送事業」は港湾運送輸出・輸入業、近海輸送業、港湾荷役業、倉庫業を含んでおります。「自動車運送事業」は、海上コンテナ輸送、フェリー輸送、トラック輸送を含んでおります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントごとの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

|                        | 報告セグメント    |             |            | その他<br>(注)1 | 合計         | 調整額<br>(注)2 | 合計        |
|------------------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------|
|                        | 港湾運送<br>事業 | 自動車<br>運送事業 | 計          |             |            |             |           |
| 売上高                    |            |             |            |             |            |             |           |
| 外部顧客に対する売上高            | 9,044,458  | 162,591     | 9,207,050  | 4,635       | 9,211,685  | -           | 9,211,685 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高      | 1,319,863  | 627,018     | 1,946,881  | -           | 1,946,881  | △1,946,881  | -         |
| 計                      | 10,364,321 | 789,609     | 11,153,931 | 4,635       | 11,158,566 | △1,946,881  | 9,211,685 |
| セグメント利益又は損失(△)<br>(注)3 | 690,805    | △11,642     | 679,163    | 4,595       | 683,759    | △336,421    | 347,338   |
| セグメント資産                | 6,044,270  | 103,490     | 6,147,760  | 1,133       | 6,148,894  | -           | 6,148,894 |

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険その他を含んでおります。

2. 調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高の消去及び全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 報告セグメント合計額と計算書類計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

| 利益          | 金額       |
|-------------|----------|
| 報告セグメント計    | 679,163  |
| 「その他」の区分の利益 | 4,595    |
| 全社費用(注)     | △336,421 |
| 損益計算書の営業利益  | 347,338  |

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに属しない一般管理費であります。

**(2) 対処すべき課題**

当社は、厳しい国際・国内物流業界において、如何なる経済環境にあっても安定した収益を確保できるよう荷主に直結した作業・輸送システムをさらに発展させてまいります。

また、経営姿勢として安全第一、コンプライアンスの徹底、地球環境に配慮したグリーン経営をより充実させ、経営資源を有効活用しながら中長期に亘って収益機会を創造いたします。今後は引き続き財務体質のなお一層の改善を図るべく、徹底した経営の効率化と安定化を目指してまいります。

**(3) 設備投資等及び資金調達の状況**

当期の設備投資は総額45,358千円で、その主なものは、トラクターヘッドの購入13,000千円、乗用車の購入5,135千円、複合機の購入7,555千円、ソフトウェアの取得10,000千円であります。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

記載すべき事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

記載すべき事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

記載すべき事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

記載すべき事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 項 目        | 期 別 | 2022年度    | 2023年度    | 2024年度    | 2025年度        |
|------------|-----|-----------|-----------|-----------|---------------|
|            |     | 第103期     | 第104期     | 第105期     | 第106期<br>(当期) |
| 営 業 収 入    |     | 8,930,561 | 8,091,889 | 8,672,391 | 9,211,685     |
| 当 期 純 利 益  |     | 219,669   | 291,701   | 269,543   | 334,697       |
| 1株当たり当期純利益 |     | 39円70銭    | 52円72銭    | 51円86銭    | 69円01銭        |
| 総 資 産      |     | 5,117,058 | 5,912,736 | 5,431,145 | 6,148,894     |
| 純 資 産      |     | 3,052,722 | 3,741,171 | 3,467,838 | 4,077,926     |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (9) 重要な子会社の状況

当社は子会社がありませんので、特記すべき事項はありません。

## (10) 主要な事業内容

当社が現在行っている主要な事業の内容は次のとおりであります。

港湾運送事業 港湾運送事業法による無限定業者として、多数の荷主並びに船会社から委託された輸移出入船積貨物のはしけ運送及び沿岸荷役作業等の各種港運業務

自動車運送事業 国際海上コンテナ貨物の内陸輸送業務、フェリー利用による隔地間連絡輸送業務並びに大、小各型トラックによる陸運貨物の現地運送及び集配業務

そ の 他 損害保険代理店業務

## (11) 主要な事業所

| 名 称   | 所 在 地     | 名 称   | 所 在 地     |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 本 社   | 大阪府大阪市中央区 | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市中区 |
| 神戸支店  | 兵庫県神戸市東灘区 | 東京営業所 | 東京都港区     |
| 弁天営業所 | 大阪府大阪市港区  |       |           |

## (12) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 97名  | 2名減    | 50.0歳 | 22.6年  |

### (13) 主要な借入先

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 118,406 千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 102,454    |
| 株式会社関西みらい銀行  | 86,360     |
| 株式会社南都銀行     | 65,034     |
| 株式会社名古屋銀行    | 60,016     |

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 15,000,000株

発行済株式総数 6,228,039株 (自己株式1,378,185株含む)

### (2) 株主数

4,579名

### (3) 大株主

| 株主名       | 持株数       | 持株比率    |
|-----------|-----------|---------|
| 大運協力会社持株会 | 884,360 株 | 18.23 % |
| 大運従業員持株会  | 446,776   | 9.21    |
| 株式会社 W    | 186,500   | 3.85    |
| 佐伯高史      | 140,800   | 2.90    |
| 前田慶和      | 133,000   | 2.74    |
| 石渡純也      | 90,200    | 1.86    |
| 岩崎雅信      | 89,767    | 1.85    |
| 山野井康雄     | 87,500    | 1.80    |
| 高橋健一      | 71,748    | 1.48    |
| 大運役員持株会   | 66,640    | 1.37    |

(注) 持株比率は自己株式(1,378,185株)を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

| 氏 名     | 会社における地位、担当又は重要な兼職の状況         |
|---------|-------------------------------|
| 岩 崎 雅 信 | 代表取締役社長                       |
| 福 永 芳 郎 | 常務取締役 (港運本部長)                 |
| 上 岡 紀 哉 | 取締役 (第一営業本部長)                 |
| 川 原 弘 真 | 取締役 (第二営業本部長)                 |
| 中 井 保 弘 | 取締役 (中井保弘税理士事務所所長)            |
| 根 間 岳 史 | 取締役 (常勤監査等委員)                 |
| 面 屋 晋   | 取締役 (監査等委員) (㈱フジコーポレーション 取締役) |
| 岡 部 一 男 | 取締役 (監査等委員)                   |

- (注) 1. 取締役 中井保弘、面屋晋、岡部一男の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役中井保弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は社内の円滑な状況掌握を実施し監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することとなる損害を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                         | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |          |          |
|-----------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|
|                             |                       |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 5<br>(1)              | 43,440<br>(3,000) | 43,440<br>(3,000) | —<br>(—) | —<br>(—) |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 3<br>(2)              | 9,120<br>(2,880)  | 9,120<br>(2,880)  | —<br>(—) | —<br>(—) |
| 合 計<br>(うち社外役員)             | 8<br>(3)              | 52,560<br>(5,880) | 52,560<br>(5,880) | —<br>(—) | —<br>(—) |

(注) 取締役の個人別の報酬等の決定方針について

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定め、各取締役の役職及び職務内容、常勤・非常勤の別等を考慮して決定しております。

取締役の報酬額は株主総会の決議に基づき、取締役会によって定められた規則に従って算定され、最終的には取締役会(2021年6月25日開催)の授権を受けた代表取締役が、各取締役の役職及び職務内容、貢献度に応じて決定しております。

また、当該決定方針は、取締役会において決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第101期定時株主総会において年額18,000万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5名(うち社外取締役は1名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第101期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は2名)です。

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 岩崎雅信が取締役の個別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任する権限の内容は、取締役の職務内容、貢献度等の算定・評価であります。

これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を考慮しつつ、各取締役の職務内容、貢献度等を算定・評価するのは代表取締役が最も適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の個別の報酬については、監査等委員である取締役の協議により常勤、非常勤の別、業務分担別の状況を考慮し、決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分               | 氏名   | 重要な兼職先        | 兼職の内容 | 関係           |
|------------------|------|---------------|-------|--------------|
| 社外取締役            | 中井保弘 | 中井保弘税理士事務所    | 所長    | 当社と取引はありません。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 面屋晋  | (株)フジコーポレーション | 取締役   | 当社と取引があります。  |

#### ② 社外役員の主な活動状況

| 区分               | 氏名   | 主な活動状況                                                                                    |
|------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役            | 中井保弘 | 当期開催の取締役会13回中13回に出席し、期待される役割に基づき、客観的な立場から当社の適切な経営の監督を行い、税理士として専門的見地から発言を行うなど、助言・提言を行っている。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 面屋晋  | 当期開催の取締役会13回中13回に出席し、また、当期開催の監査等委員会13回中13回出席し、期待される役割に基づき経営者として専門的見地から発言を行っている。           |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 岡部一男 | 当期開催の取締役会13回中13回に出席し、また、当期開催の監査等委員会13回中13回出席し、期待される役割に基づき港湾運送事業の専門的見地から発言を行っている。          |

#### ③ 社外役員の報酬等の総額

|             | 人数 | 報酬等の額   |
|-------------|----|---------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 3人 | 5,880千円 |

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額        | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 上記金額には、消費税を含みません。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項に定める事由に該当することなどにより計算書類関係の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針

##### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、社長直属の内部監査室を設け、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたりるとともに、全役職員に周知徹底させます。
  - ・ 内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査等委員会に報告します。
  - ・ 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
  - ・ 監査等委員会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めます。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る重要な情報については、文書に記録し、適切に管理・保存します。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役又は必要な関係者から閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備します。
  - ・ 各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行います。
  - ・ 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況の監督等を行います。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）及び各部門長によって構成する部長会議を毎月開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備します。
- ⑤ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人等に関する事項及び当該使用人等の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、監査等委員である取締役を補助すべき使用人等として指名することができます。監査等委員である取締役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人等への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けません。
  - ・ 監査等委員である取締役を補助すべき使用人等の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

監査等委員である取締役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、又は稟議書等の重要書類を閲覧する。

必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、その他使用人から業務の執行の状況を聴取します。

また内部監査室から、会社の業務の執行状況についての内部監査、コンプライアンス状況等についての報告を受けます。

- ⑦ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、その他使用人とのヒアリングを行います。また、会計監査人、顧問弁護士との連携を図ります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 定例の取締役会を13回開催しました。
- ・ 内部監査室は、コンプライアンス体制、法令及び定款上の問題の有無を実地調査し、随時取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に報告しました。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 13回開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメント基本規程に基づき、当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かしました。
- ・ 各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行いました。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 毎月定例の取締役会を開催し、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）及び各部門長によって構成する全体会議又は部長会議も毎月開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定及び確認しました。

- ⑤ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人等に関する事項及び当該使用人等の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・該当事項はありません。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- ・監査等委員である取締役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、又は稟議書等の重要書類を閲覧しました。
  - ・内部監査室から、会社の業務の執行状況についての内部監査、コンプライアンス状況等についての報告を随時受けました。
- ⑦ その他、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員である取締役は会計監査人と定期的な会合を5回開催し、情報交換しました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進するところ、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、取引先、従業員をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を最大限に活かし、当社ブランドのさらなる強化、当社の強みを活かした競争力の向上などの取組みを積極的に実行していくことが必要です。

これに対して、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の同意を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。これらの株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり得ます。そこで、当社は、こうした株主により支配されることに反対します。

~~~~~

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱い、金額及び株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	6,148,894	負債の部	2,070,967
流動資産	2,950,093	流動負債	1,274,510
現金及び預金	1,498,422	営業未払金	803,537
営業未収入金	776,826	1年内返済予定の長期借入金	237,786
前払費用	32,470	リース債務	4,665
未収入金	10,235	未払金	37,690
立替金	639,911	未払費用	37,368
貸倒引当金	△7,773	未払法人税等	50,292
固定資産	3,198,800	預り金	26,421
有形固定資産	708,457	賞与引当金	50,500
建物	64,577	その他の	26,248
構築物	2,667	固定負債	796,457
機械及び装置	20,112	長期借入金	282,268
車両運搬具	25,046	退職給付引当金	209,528
工具器具備品	7,499	長期リース債務	9,199
リース資産	12,370	繰延税金負債	287,737
土地	576,183	その他の	7,724
無形固定資産	110,952	純資産の部	4,077,926
のれん	27,931	株主資本	3,374,848
ソフトウェア	78,833	資本金	2,394,398
その他の	4,188	資本剰余金	52,473
投資その他の資産	2,379,391	資本準備金	52,473
投資有価証券	2,285,102	利益剰余金	1,540,657
出資	8,402	利益準備金	41,483
破産更生債権等	1,323	その他利益剰余金	1,499,174
その他の	85,886	繰越利益剰余金	1,499,174
貸倒引当金	△1,323	自己株式	△612,681
		評価・換算差額等	703,078
		その他有価証券評価差額金	703,078
合 計	6,148,894	合 計	6,148,894

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		9,211,685
営 業 原 価		8,499,995
営 業 総 利 益		711,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		364,352
営 業 利 益		347,338
営 業 外 収 益		136,895
受 取 利 息 配 当 金	70,096	
受 取 賃 貸 料	21,102	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	45,696	
営 業 外 費 用		42,846
支 払 利 息	6,837	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	36,009	
経 常 利 益		441,387
特 別 利 益		4,643
固 定 資 産 売 却 益	3,493	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,149	
税 引 前 当 期 純 利 益		446,030
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		113,886
法 人 税 等 調 整 額		△2,553
当 期 純 利 益		334,697

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,394,398	52,473	52,473
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	2,394,398	52,473	52,473

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	35,178	1,233,834	1,269,013	△612,533	3,103,352
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	6,305	△69,357	△63,052		△63,052
当 期 純 利 益		334,697	334,697		334,697
自 己 株 式 の 取 得				△148	△148
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	6,305	265,339	271,644	△148	271,496
当 期 末 残 高	41,483	1,499,174	1,540,657	△612,681	3,374,848

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	364,485	364,485	3,467,838
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△63,052
当 期 純 利 益			334,697
自 己 株 式 の 取 得			△148
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	338,592	338,592	338,592
当 期 変 動 額 合 計	338,592	338,592	610,088
当 期 末 残 高	703,078	703,078	4,077,926

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全株式等以外のも 部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法の により算定）であります。

市場価格のない……移動平均法による原価法であります。
株式等

(2) 固定資産の減価償却の方法

リース資産以外……建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降の有形固定資産 に取得した建物附属設備及び構築物については定額法で、その他の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 10～15年

車両運搬具 2～10年

リース資産以外……定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については社内における利用可能期間（5年）によっております。ただし、のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年）にわたって定額法により償却してあります。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… ①一般債権

貸倒実績率法による限度相当額を計上しております。

②貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支出に備えるため、当事業年度末における簡便法により計算した期末自己都合要支給額及び年金資産の額に基づき、当事業年度末に発生している額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

港湾運送事業及び自動車運送事業

主に、港湾荷役事業、通関業、倉庫業、貨物自動車運送業を行っており、当該事業に関連して顧客との間に締結した契約に基づいた役務提供を履行する義務を負っています。このような事業については、顧客との間に締結した契約に基づいた役務提供の完了により履行義務が充足されると判断しており、顧客との間に締結した契約上の役務提供が完了した時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された金額にて測定しております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	港湾運送事業	自動車運送事業	計		
顧客との契約から生じる収益	9,044,458	162,591	9,207,050	4,635	9,211,685
外部顧客への売上高	9,044,458	162,591	9,207,050	4,635	9,211,685

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,656,981千円

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 6,228,039株
 (2) 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 1,378,185株
 (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議		株式の種類	配当の原資	
2025年6月27日定時株主総会		普通株式	利益剰余金	
配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日	
63,052	13	2025年3月31日	2025年6月30日	

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度になるもの

決議		株式の種類	配当の原資	
2026年6月26日定時株主総会		普通株式	利益剰余金	
配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日	
72,747	15	2026年3月31日	2026年6月29日	

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,862千円
賞与引当金	15,892千円
未払事業税	5,403千円
長期貸付金	26,749千円
退職給付引当金	65,938千円
その他の	25,736千円
繰延税金資産小計	142,582千円
評価性引当額	△107,456千円
繰延税金資産合計	35,126千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	322,864千円
繰延税金負債合計	322,864千円
繰延税金負債の純額	287,737千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 840円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 69円01銭 |

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	334,697千円
普通株式に係る当期純利益	334,697千円
普通株式の期中平均株式数	4,849千株

9. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び流動性の高い有価証券等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入、社債による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日回収管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、各四半期ごとに把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では各四半期ごとに資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	2,278,393	2,278,393	—
資産 計	2,278,393	2,278,393	—
長期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金を含む）	(520,054)	(519,648)	△405
負債 計	(520,054)	(519,648)	△405

(*1) 「現金及び預金」「営業未収入金」「立替金」「営業未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,042,300	2,074,195	1,031,895
	その他	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	200,000	195,640	△4,360
	その他	10,150	8,557	△1,592
合計		1,252,450	2,278,393	1,025,942

（注2）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	6,709

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,498,422
営業未収入金	776,826
立替金	639,911
合計	2,915,161

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	237,786	134,111	83,040	49,230	15,887	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位は最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	2,074,195	—	—	2,074,195
債券	—	195,640	—	195,640
その他	8,557	—	—	8,557
資産 計	2,082,753	195,640	—	2,278,393

(2) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	519,648	—	519,648
負債計	—	519,648	—	519,648

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社 大 運
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 森 本 琢 磨
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 深 井 大 督
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大運の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社大運 監査等委員会
監査等委員長 根間 岳 史 ㊟
常勤監査等委員
監査等委員 面屋 晋 ㊟
監査等委員 岡部 一 男 ㊟

(注) 監査等委員 面屋晋及び岡部一男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

2026年6月29日を効力発生日とし、金銭による配当総額72,747,810円を期末(2026年3月31日)現在の株主の皆様はその所有普通株式1株につき15円の割合をもって利益剰余金からお支払いさせていただくことについてご承認をお願いするものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数
1	イワ サキ マサ ノブ 岩 崎 雅 信 1968年5月18日生	1989年3月 関西商運株式会社 入社 2007年4月 当社 移籍入社 管理部総務課課長 2010年1月 当社 管理部次長 2012年7月 当社 管理部部長 2014年10月 当社 執行役員管理本部担当 2017年6月 当社 取締役 2018年6月 当社 代表取締役社長(現任)	89,767株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 株式数
2	フク ナガ ヨシ ロウ 福永芳郎 1972年5月15日生	1993年11月 当社 入社 2004年4月 当社 国内部 課長 2006年7月 当社 国内部 次長 2007年10月 当社 国内部 部長 2017年7月 当社 執行役員（国内本部 兼 営業業務本部 担当） 2018年6月 当社 取締役 営業業務本部長 2021年6月 当社 常務取締役 営業業務本部長 2023年4月 当社 常務取締役 港運本部長（現任）	20,740株
3	ウエ オカ ノリ チカ 上岡紀哉 1977年12月7日生	2002年4月 当社 入社 2008年2月 当社 国際物流部 青島事務所長 課長 2013年4月 当社 国際物流部 次長 2019年10月 当社 営業本部 営業部長 2021年3月 当社 営業本部 執行役員 2023年6月 当社 取締役 第一営業本部長（現任）	10,800株
4	カワ ハラ ヒロ マサ 川原弘真 1974年10月12日生	1996年12月 関西商運株式会社 入社 2007年4月 当社 入社 2008年9月 当社 輸出課 課長 2013年4月 当社 輸入課 次長 2017年4月 当社 営業本部 部長 2021年3月 当社 営業本部 執行役員 2023年6月 当社 取締役 第二営業本部長（現任）	13,160株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する社 株 式 数
5	ナカ イ ヤス ヒロ 中 井 保 弘 1957年2月22日生	1975年4月 大阪国税局 入局 2002年7月 大阪国税局 辞職 2002年8月 税理士登録 2008年3月 税理士法人ナイスアシスト 社員 2013年9月 同法人退職 2013年10月 中井保弘税理士事務所設立 同所長就任(現任) 2016年6月 当社 非常勤監査役就任 2019年6月 当社 非常勤取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中井保弘氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。
3. 当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準を社外取締役の独立性基準としております。また、社外取締役の選任に当たっては、取締役会にて当社の経営に的確に助言、監督ができる専門性を有する社外取締役を選任することとしております。上記に基づき、当社は中井保弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 中井保弘氏につきましては、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 中井保弘氏は、過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- ③ 中井保弘氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者、又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することとなる損害を填補の対象としております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(ご参考)

第2号議案が承認された後の取締役会及び監査等委員会のスキルマトリックス

氏名	地位	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	人事労務法務	ESG経営	情報・安全
岩崎 雅信	代表取締役社長	●	●	●	●		●
福永 芳郎	常務取締役	●				●	●
上岡 紀哉	取締役	●	●				●
川原 弘真	取締役	●			●		●
中井 保弘	取締役(社外)	●		●		●	
根間 岳史	取締役監査等委員(常勤)	●	●			●	
面屋 晋	取締役監査等委員(社外)		●				●
岡部 一男	取締役監査等委員(社外)		●		●	●	

(注)本表は、期待する専門性・属性を示したものであり、各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠の監査等委員である取締役1名の選任が効力を有する期間は、法令により次回の定時株主総会の開始の時までとなりますが、補欠の監査等委員である取締役の選任は、監査等委員である取締役就任前に限り、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数
ナカ ニシ アキ オ 中西章夫 1950年3月8日生	1968年3月 近畿海運局 敦賀支局 入局 1995年4月 近畿運輸局 舞鶴海運支局 監理課長 2005年4月 近畿運輸局 総務部 次長 2006年4月 近畿運輸局 海事振興部 部長 2008年1月 社団法人近畿海事広報協会 事務局長 2012年4月 公益社団法人近畿海事広報協会 事務局長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中西章夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 中西章夫氏につきましては、長年近畿運輸局に勤務された豊富な知識・経験等を、客観的な立場から当社の経営の監査等に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 中西章夫氏は、過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - ③ 中西章夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者、又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。中西章夫氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することとなる損害を填補の対象としております。なお、保険料は全額当社が負担する予定です。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス [https://www.^{ウェブ行使}web54.net](https://www.web54.net)

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2026年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又は、パソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120(652)031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - a. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてお問い合わせください。
 - b. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】 0120(782)031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会会場ご案内図

TKP大阪本町カンファレンスセンター

大阪市中央区久太郎町三丁目5-19
大阪D I Cビル3F
TEL 06-4400-5261



<交通ご案内>

- ◎地下鉄御堂筋線「本町」下車 (12番出口)、徒歩約1分
- ◎地下鉄中央線「本町」下車 (12番出口)、徒歩約1分
- ◎地下鉄四つ橋線「本町」下車 (12番出口)、徒歩約1分